

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第十八条の十九 省 略

2512 省 略

13 法第四十条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 当該公益合併法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該公益合併法人が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日(法第四十条第十一項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。)及び使用目的

四・五 省 略

14 省 略

15 法第四十条第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・三 省 略

四 当該引継法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該引継法人が当該贈与を受ける当該公益引継資産(代替公益引継資産を含む。)の使用開始予定年月日(法第四十条第十一項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。)及び使用目的

五・七 省 略

16・17 省 略

18 法第四十条第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・三 省 略

四 当該受贈公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該受贈公益法人等が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日(法第四十条第十一項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。)及び使用目的

五・六 省 略

19 法第四十条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十項に規定する譲渡法人(以下この条において「譲渡法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該譲渡法人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ 法第四十条第十項に規定する幼稚園(以下この条において「幼稚園」という。)

を設置する者 当該幼稚園の廃止若しくは設置者の変更(施行令第二十五条の十七第二十項第一号に規定する設置者の変更をいう。第二十一項において

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第十八条の十九 同 上

2512 同 上

13 同 上

一・二 同 上

三 当該公益合併法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該公益合併法人が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日(法第四十条第十項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。)及び使用目的

四・五 同 上

14 同 上

15 同 上

一・三 同 上

四 当該引継法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該引継法人が当該贈与を受ける当該公益引継資産(代替公益引継資産を含む。)の使用開始予定年月日(法第四十条第十項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。)及び使用目的

五・七 同 上

16・17 同 上

18 同 上

一・三 同 上

四 当該受贈公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該受贈公益法人等が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日(法第四十条第十項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。)及び使用目的

五・六 同 上

同じ。)の認可(同号に規定する認可をいう。イ、次項第二号イ及び第二十一項において同じ。)を受けた日又は当該認可の申請をした日

ロ 施行令第二十五条の十七第二十項第二号イに規定する保育所(以下この条において「保育所」という。)を設置する者 当該保育所の廃止の承認(同号イに規定する承認をいう。ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。)を受けた日又は当該承認の申請をした日

ハ 施行令第二十五条の十七第二十項第二号ロに規定する保育機能施設(以下この条において「保育機能施設」という。)を設置する者 当該保育機能施設の設置者変更の届出(同号ロに規定する設置者変更の届出をいう。)を行った日
二 当該譲渡法人が法第四十条第十項に規定する譲渡法人に贈与をしようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量並びに当該贈与予定年月日

三 当該譲渡法人の名称及び主たる事務所の所在地、当該譲渡法人が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日(法第四十条第十一項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。)及び使用目的(施行令第二十五条の十七第二十二項に規定する事業に係るものに限る。)並びに当該譲渡法人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ 法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。)を設置しようとする者 幼保連携型認定こども園(次項に規定する幼保連携型認定こども園に限る。)の設置の認可(施行令第二十五条の十七第二十一項第一号に規定する認可をいう。イにおいて同じ。)を受けた日又は当該設置の認可の同号に規定する申請をした日

ロ 幼稚園を設置しようとする者 幼稚園(第二十一項に規定する幼稚園に限る。)(の設置若しくは設置者の変更(施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に規定する設置者の変更をいう。))の認可(同号に規定する認可をいう。ロにおいて同じ。)を受けた日又は当該認可の申請をした日

ハ 保育所を設置しようとする者 保育所(第二十三項に規定する保育所に限る。)(の設置の認可(施行令第二十五条の十七第二十一項第三号イに規定する認可をいう。ハにおいて同じ。))を受けた日又は当該認可の申請をした日

ニ 保育機能施設を設置しようとする者 譲渡法人が設置していた保育機能施設につき、その設置者の変更(施行令第二十五条の十七第二十一項第三号ロに規定する変更をいう。))を事由とする届出(同号ロに規定する届出をいう。))が行われた日

四 第二号に規定する財産等(当該財産等が、当該譲渡法人が特定贈与等を受けた

財産以外のものである場合には、当該財産を当該譲渡法人に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五 その他参考となるべき事項

20 施行令第二十五条の第十七第二十一項第一号に規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、第一号に掲げる施設及び第二号に掲げる施設の職員組織等を基にする幼保連携型認定こども園とする。

一 施行令第二十五条の第十七第二十一項第一号に掲げる幼保連携型認定こども園を設置しようとする者が設置する次に掲げるいずれかの施設

イ 幼稚園（その廃止の認可（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する認可をいう。イにおいて同じ。）を受け、又は当該認可の申請をしているものに限る。）

ロ 保育所（その廃止の承認（児童福祉法第三十五条第十二項に規定する承認をいう。ロにおいて同じ。）を受け、又は当該承認の申請をしているものに限る。）

ハ 保育機能施設（その廃止の届出（児童福祉法第五十九条の二第二項の規定による届出をいう。）を行つているものに限る。）

二 譲渡法人が設置する次に掲げるいずれかの施設

イ 幼稚園（その廃止の認可を受け、又は当該認可の申請をしているものに限る。）

ロ 保育所（その廃止の承認を受け、又は当該承認の申請をしているものに限る。）

21 施行令第二十五条の第十七第二十一項第二号に規定する財務省令で定める幼稚園は、譲渡法人が設置する前項第二号イに掲げる幼稚園の職員組織等を基にする幼稚園又は譲渡法人が設置する幼稚園で設置者の変更の認可を受け、若しくは当該認可の申請をしているものとする。

22 施行令第二十五条の第十七第二十一項第二号に規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号に掲げる幼稚園を設置しようとする者のその設置しようとする幼稚園及びその者が設置する保育所又は保育機能施設を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

23 施行令第二十五条の第十七第二十一項第三号イに規定する財務省令で定める保育所は、譲渡法人が設置する第二十項第二号ロに掲げる保育所の職員組織等を基にする保育所とする。

24 施行令第二十五条の十七第二十一項第三号イに規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号イに掲げる保育所を設置しようとする者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

25 施行令第二十五条の十七第二十一項第三号ロに規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号ロに掲げる保育機能施設を設置しようとする者のその設置しようとする保育機能施設（その者が当該保育機能施設を廃止し、その職員組織等を基に保育所を設置することとなる場合には、当該保育所）及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

26 法第四十条第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第四十条第十二項に規定する特定一般法人の同項に規定する認定前の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該認定後の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該認定を受けた年月日

二 四 省 略
27 施行令第二十五条の十七第二十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十七第二十四項に規定する公益法人等の同項に規定する処分前の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該処分後の名称及び主たる事務所の所在地

二 当該公益法人等が当該処分を受けた事由（二以上の事由がある場合には、その全ての事由）及び当該処分を受けた年月日

三 六 省 略

19 法第四十条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第四十条第十一項に規定する特定一般法人の同項に規定する認定前の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該認定後の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該認定を受けた年月日

二 四 同 上
20 施行令第二十五条の十七第二十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十七第二十一項に規定する公益法人等の同項に規定する処分前の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該処分後の名称及び主たる事務所の所在地

二 当該公益法人等が当該処分を受けた事由（二以上の事由がある場合には、そのすべての事由）及び当該処分を受けた年月日

三 六 同 上

附則第四条の規定による租税特別措置法施行規則第十八条の十九第十九項、第二十項、二十二項、二十四項及び第二十五項の読替表

読 替 後

読 替 前

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第十八条の十九 省 略

2518 省 略

19 法第四十条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十項に規定する譲渡法人（以下この条において「譲渡法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該譲渡法人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ 法第四十条第十項に規定する幼稚園（以下この条において「幼稚園」という。）を設置する者 当該幼稚園の廃止若しくは設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十項第一号に規定する設置者の変更をいう。第二十一項において同じ。）の認可（同号に規定する認可をいう。イ、次項第二号イ及び第二十一項において同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ロ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第 号

）附則第十条の規定により読み替えられた同令による改正後の租税特別措置法施行令（以下この条において「読替後の新令」という。）第二十五条の十七第二十項第二号イに規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）を設置する者 当該保育所の廃止の承認（同号イに規定する承認をいう。ロ

及び次項第二号ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該承認の申請をした日

ハ 読替後の新令第二十五条の十七第二十項第二号ロに規定する保育機能施設（以下この条において「保育機能施設」という。）を設置する者 当該保育機能施設を設置者変更の届出（同号ロに規定する設置者変更の届出をいう。）を行った日

二 当該譲渡法人が法第四十条第十項に規定する譲渡法人に贈与をしようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量並びに当該贈与予定年月日

三 当該譲渡法人の名称及び主たる事務所の所在地、当該譲渡法人が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十一項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的（読替後の新令第二十五条の十七第二十二項に規定する事業に係るものに限る。）並びに当該譲渡法人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第十八条の十九 同 上

2518 同 上

19 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 施行令第二十五条の十七第二十項第二号イに規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）を設置する者 当該保育所の廃止の承認（同号イに規定する承認をいう。ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該承認の申請をした日

ハ 施行令第二十五条の十七第二十項第二号ロに規定する保育機能施設（以下この条において「保育機能施設」という。）を設置する者 当該保育機能施設を設置者変更の届出（同号ロに規定する設置者変更の届出をいう。）を行った日

二 同 上

三 当該譲渡法人の名称及び主たる事務所の所在地、当該譲渡法人が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十一項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的（施行令第二十五条の十七第二十二項に規定する事業に係るものに限る。）並びに当該譲渡法人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ 幼稚園又は保育所（読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第一号に規定する旧幼保連携型認定こども園（以下この条において「旧幼保連携型認定こども園」という。）を構成するものに限る。）を設置しようとする者（同号に規定する設置者であるものに限る。） 当該旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の同号に規定する届出を行った日

ロ 幼稚園を設置しようとする者（イに掲げる者を除く。） 幼稚園（第二十一項に規定する幼稚園に限る。）の設置若しくは設置者の変更（読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第二号に規定する設置者の変更をいう。）の認可（同号に規定する認可をいう。ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ハ 保育所を設置しようとする者（イに掲げる者を除く。） 保育所（第二十三項に規定する保育所に限る。）の設置の認可（読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第三号イに規定する認可をいう。ハにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ニ 保育機能施設を設置しようとする者 譲渡法人が設置していた保育機能施設につき、その設置者の変更（読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第三号ロに規定する変更をいう。）を事由とする届出（同号ロに規定する届出をいう。）が行われた日

四 第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該譲渡法人が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該譲渡法人に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五 その他参考となるべき事項

20 施行令第二十五条の十七第二十一項第一号に規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、第一号に掲げる施設及び第二号に掲げる施設の職員組織等を基にする幼保連携型認定こども園とする。

一 施行令第二十五条の十七第二十一項第一号に掲げる幼保連携型認定こども園を設置しようとする者が設置する次に掲げるいずれかの施設

イ 幼稚園（その廃止の認可（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する認可をいう。イにおいて同じ。）を受け、又は当該認可の申請をしているものに限る。）

ロ 保育所（その廃止の承認（児童福祉法第三十五条第七項に規定する承認をいう。ロにおいて同じ。）を受け、又は当該承認の申請をしているものに限る。）

ハ 保育機能施設（その廃止の届出（児童福祉法第五十九条の二第二項の規定に

イ 法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする者 幼保連携型認定こども園（次項に規定する幼保連携型認定こども園に限る。）の設置の認可（施行令第二十五条の十七第二十一項第一号に規定する認可をいう。イにおいて同じ。）を受けた日又は当該設置の認可の同号に規定する申請をした日

ロ 幼稚園を設置しようとする者 幼稚園（第二十一項に規定する幼稚園に限る。）の設置若しくは設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に規定する設置者の変更をいう。）の認可（同号に規定する認可をいう。ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ハ 保育所を設置しようとする者 保育所（第二十三項に規定する保育所に限る。）の設置の認可（施行令第二十五条の十七第二十一項第三号イに規定する認可をいう。ハにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ニ 保育機能施設を設置しようとする者 譲渡法人が設置していた保育機能施設につき、その設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十一項第三号ロに規定する変更をいう。）を事由とする届出（同号ロに規定する届出をいう。）が行われた日

四 同上

五 同上

20 同上

一 同上

イ 同上

ロ 保育所（その廃止の承認（児童福祉法第三十五条第十二項に規定する承認をいう。ロにおいて同じ。）を受け、又は当該承認の申請をしているものに限る。）

ハ 同上

よる届出をいう。)を行つてゐるものに限る。)

二 譲渡法人が設置する次に掲げるいずれかの施設

イ 幼稚園(その廃止の認可を受け、又は当該認可の申請をしてゐるものに限る。)

ロ 保育所(その廃止の承認を受け、又は当該承認の申請をしてゐるものに限る。)

21 施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に規定する財務省令で定める幼稚園は、譲渡法人が設置する前項第二号イに掲げる幼稚園の職員組織等を基にする幼稚園又は譲渡法人が設置する幼稚園で設置者の変更の認可を受け、若しくは当該認可の申請をしてゐるものとする。

22 施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に規定する財務省令で定める旧幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園は、読替後の新令第二十五条の十七第二十一項第二号に掲げる幼稚園を設置しようとする者のその設置しようとする幼稚園及びその者が設置する保育所で構成される旧幼保連携型認定こども園又は同号に掲げる幼稚園を設置しようとする者のその設置しようとする幼稚園及びその者が設置する保育所若しくは保育機能施設を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

23 施行令第二十五条の十七第二十二項第三号イに規定する財務省令で定める保育所は、譲渡法人が設置する第二十項第二号ロに掲げる保育所の職員組織等を基にする保育所とする。

24 施行令第二十五条の十七第二十一項第三号イに規定する財務省令で定める旧幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園は、読替後の新令第二十五条の十七第二十一項第三号イに掲げる保育所を設置しようとする者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園で構成される旧幼保連携型認定こども園又は同号イに掲げる保育所を設置しようとする者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

25 施行令第二十五条の十七第二十一項第三号ロに規定する財務省令で定める旧幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園は、保育所(読替後の新令第二十五条の十七第二十一項第三号ロに掲げる保育機能施設を設置しようとする者がその設置しようとする保育機能施設を廃止し、その職員組織等を基に設置することとなるものに限る。)及びその者が設置する幼稚園で構成される旧幼保連携型認定こども園又は読替後の新令第二十五条の十七第二十一項第三号ロに掲げる保育機能施設を設置しようとする者のその設置しようとする保育機能施設(その者が当該保育機能施設を廃止し、その職員組織等を基に保育所を設置することとなる場合には

二 同上

イ 同上

ロ 同上

21 同上

22 施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号に掲げる幼稚園を設置しようとする者のその設置しようとする幼稚園及びその者が設置する保育所又は保育機能施設を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

23 同上

24 施行令第二十五条の十七第二十一項第三号イに規定する財務省令で定める旧保連携型認定こども園は、同号イに掲げる保育所を設置しようとする者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

25 施行令第二十五条の十七第二十一項第三号ロに規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号ロに掲げる保育機能施設を設置しようとする者のその設置しようとする保育機能施設(その者が当該保育機能施設を廃止し、その職員組織等を基に保育所を設置することとなる場合には、当該保育所)及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

、当該保育所）及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

26
・
27
省
略

26
・
27
同
上